

山口市介護保険事前認定申請受付実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下単に「法」という。）第9条各号に定める被保険者資格を取得する前の者で、かつ要介護（支援）状態にあると見込まれる者について、資格取得前の認定申請（以下「事前申請」という。）を受け付けることにより、資格取得後の速やかな介護保険サービスの受給開始を可能とし、被保険者の利便性の向上を図ることを目的とする。

(事前申請受付対象者)

第2条 事前申請の受付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本市の区域内に住所を有する65歳未満の者で、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条で定める16の疾病（以下「特定疾病」という。）のいずれにも該当せず、事前申請日において64歳9ヶ月を超える者
- (2) 本市の区域内に住所を有する40歳未満の医療保険加入者で、特定疾病のいずれかに該当し、事前申請日において39歳9ヶ月を超える者
- (3) 本市の区域内に所在する、介護保険法施行令第11条に定める適用除外施設（以下単に「適用除外施設」という。）に入所中の者で、事前申請日において39歳9ヶ月を超え、かつ事前申請日から3ヶ月以内に当該施設を退所する予定の者

(事前申請者の資格確認)

第3条 事前申請の受付に当たっては、次の各号に定める証明書等により資格を確認するものとする

- (1) 前条第1号に定める者については、運転免許証、医療保険証等官公署が発行する証明書
- (2) 前条第2号に定める者については、医療保険証
- (3) 前条第3号に定める者については、入所中の適用除外施設から提出される適用除外施設退所予定者連絡票（別記様式第1号）。なお、事前申請後、申請者が当該施設を退所した時は、施設に退所日の報告を求めることとする。

(認定の効力)

第4条 事前申請をした者が要介護または要支援の認定を受けた時の認定有効期間開始日は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 第2条第1号に定める者は、65歳に到達する日（第1号被保険者資格の取得日）
- (2) 第2条第2号に定める者は、40歳に到達する日（第2号被保険者資格の取得日）
- (3) 第2条第3号に定める者は、適用除外施設から退所した日

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は平成23年7月1日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

適用除外施設退所予定者連絡票

年 月 日

山 口 市 長 様

適用除外施設	名 称	
	所 在 地	
	種 類	
	電 話 番 号	

退所予定者	氏 名	
	生 年 月 日	
	性 別	
	住 所	
	退所予定年月日	

上記のとおり退所予定者を連絡致します。

担 当 者	
-------	--